

様式第1号（3関係）

## 審 査 基 準

令和7年7月1日作成

法 令 名	: 静岡県道路交通法施行細則
根 拠 条 項	: 第3条の2第3項
処 分 の 概 要	: 駐車禁止除外指定
原 権 者 (委 任 先)	: 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	: 静岡県道路交通法施行細則第3条の2第3項（駐車禁止規制の対象から除く車両）
審 査 基 準	: 別紙参照
標 準 処 理 期 間	: 7日以内（行政庁の休日は含まれない。） ただし、申請書の補正に期間を要するとき又は申請者と交付時期について調整がとれているときは、この限りでない。
申 請 先	: 警察署
問 合 せ 先	: 警察本部交通規制課、警察署交通（第一）課
備 考	:

別紙

駐車禁止規制の対象から除く車両の範囲

(駐車禁止除外指定車)

	種別	解釈	備考
1	電気、電話、水道、ガス又は鉄道の緊急工事に使用中の車両	「緊急工事」とは、電気、電話、水道、ガス又は鉄道施設の管理者等が当該施設に係る事故又は故障の発生時に緊急に修復を要する復旧作業をいう。緊急工事の場合以外にこれらの施設の工事又は作業のため使用する車両は、車両自身が当該工事又は作業のため直接必要とするものにあつては、道路使用許可の処分に包含される。	駐車禁止除外指定を受けようとする駐車禁止規制区域又は当該車両の運転者若しくは使用者の住所地（法人の場合は事業所の所在地）を管轄する署（当該駐車禁止規制区域が2以上の署の管轄にわたるときは、そのいずれかの署）に申請書1通を提出させる。
2	医師が急患の往診に使用中の車両	「急患の往診に使用中の車両」とは、傷病者、妊婦等に緊急の往診又は手当、助産等を行うために、医師が運転し、又は専属の運転手、看護師その他の者が医師を同乗させて運転する車両をいう。したがって、緊急を要しない通常の往診等に使用する車両は含まれない。	
3	報道機関が緊急取材に使用中の車両	「報道機関」とは、日刊商業新聞社、報道通信社及びラジオ・テレビ放送局をいい、業界新聞、機関誌等を発行しているものは含まない。 「緊急取材に使用中の車両」とは、災害、事件事故等が発生した際、現場又はその付近における取材活動のために使用する報道機関の車両をいう。したがって、緊急を要しない取材等に使用する車両は含まれない。	
4	専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配に使用中の車両	「通常郵便物の集配に使用中の車両」とは、特定の人が特定の人に意思等を通ずる文書で、第1種から第4種郵便（はがき、手紙、ダイレクトメール、定期刊行物、書状等）を集配するための車両をいう。したがって、小包郵便物（通常郵便物と同一車両での集配を含む。）を集配するために使用する車両は含まない。	

5	<p>裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）に定める執行官が民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく強制執行等を迅速に行う必要がある場合に、その職務のため使用中の車両</p>	<p>民事執行法第 58 条により、裁判官から任命された評価人が不動産の評価等に使用するための車両を含む。</p>	
6	<p>市町と歯科医師会との訪問歯科診療に関する委託契約等に基づく歯科医師の往診に使用中の車両</p>	<p>「訪問歯科診療」とは、市町の長と歯科医師会会長との訪問歯科診療に関する委託契約等に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が寝たきりの在宅患者等に対し、診療器材を使用して歯科治療を行うものをいう。</p> <p>「歯科医師の往診に使用中の車両」とは、訪問歯科診療を行うために、歯科医師が運転し、又はその他の者が歯科医師を同乗させて運転する車両をいう。ただし、通常の歯科診療往診等に使用する車両は含まない。</p>	
7	<p>保健師、看護師又は准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両</p>	<p>「医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両」とは、医師から指示（包括的な指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために、保健師等が運転し、又は専属の運転手その他の者が保健師等を同乗させて運転する車両をいう。したがって、緊急を要しない通常の訪問看護等に使用する車両は含まれない。</p> <p>「助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両」とは、助産師が直ちに妊産じょく婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うために、助産師が運転し、又は専属の運転手その他の者が助産師を同乗させて運転する車両をいう。したがって、緊急を要しない通常の訪問に使用する車両は含まれない。</p>	
8	<p>道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づき、患者輸送車又は車椅子移動</p>	<p>運輸支局又は軽自動車検査協会が交付する自動車検査証の用途欄に「特殊」と記載され、更に車体の形状欄に「患者</p>	

	車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両	輸送車」又は「車椅子移動車」として証（登録）されている車両をいう。	
9	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、細則別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害を有し、歩行が困難であると認めるもの	「身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な者」とは、身体障害者福祉法施行規則別表第5号（身体障害者障害程度等級表）に定める個別の障害者等級に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者をいう。 障害者が社会生活（通院、通学、買物等の日常生活）を営むため自ら直接用いる車両を運転する場合又は運転を依頼し、他の者の運転する車両に同乗する場合に使用する車両をいう。（細則別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害者）	最寄りの署に申請書1通を提出させる。
10	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項に規定する医療受給者証の交付を受けている者の監護を現に受けている者（児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第3項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素性乾皮症患者に限る。）	「色素性乾皮症患者」とは、日光（紫外線）の照射により症状が悪化することから、昼間時における通院、通学等外出時に支障を来すと認められる者で、都道府県から医療受給者証の交付を受けている者の監護を現に受けているものをいう。 障害者が社会生活（通院、通学、買物等の日常生活）を営むため自ら直接用いる車両を運転する場合又は運転を依頼し、他の者の運転する車両に同乗の場合に使用する車両をいう。	
11	療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日付け発児第7	「療育手帳に定める重度の障害（知的障害）」とは、知的障害者厚生相談所又は児童相談所において医学的及び心理的判定の結果、知的障害程度が重度（A）と証明する療育手帳の交付を受けている者をいい、重度以外（B）の判定を受けた者は含まない。	

	25号)第3の1(1)に定める重度の障害を有するもの	障害者が社会生活(通院、通学、買物等の日常生活)を営むため自ら直接用いる車両を運転する場合又は運転を依頼し、他の者の運転する車両に同乗する場合に使用する車両をいう。	
12	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、細則別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの	「戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている歩行困難な者」とは、戦争において負傷した者であり、恩給法別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者をいう。  障害者が社会生活(通院、通学、買物等の日常生活)を営むため自ら直接用いる車両を運転する場合又は運転を依頼し、他の者の運転する車両に同乗する場合に使用する車両をいう。(細則別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害者)	
13	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの	「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」とは、精神疾患(統合失調、そううつ病、てんかん、ノイローゼ等)の状態の者が、都道府県知事から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級に該当するものをいう。	